

平成28年度の主な組織改正について

I 平成28年度組織改正の考え方

平成28年度の組織改正は、まちづくりの基本目標である「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」の実現に向けたさまざまな政策課題に対応するため、新たな総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進に向け、効率的かつ責任体制を明確にした執行体制を整備するとともに、社会経済環境の変化や市民ニーズの多様化・複雑化に迅速、的確に対応するための柔軟で機動的な執行体制を整備します。

II 局再編等

1 政策形成の効率的・効果的な推進と戦略的なシティプロモーションの推進

政策形成に向けた企画及び調整の推進体制を一元化するとともに、市民ニーズを把握し、的確かつ迅速に対応するため、広報及び広聴機能の一体化を図るなど、新たな総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進に向け、効率的で効果的な執行体制を整備するため、総務局と総合企画局の一部を統合再編し、**総務企画局**を設置します。

2 多様な主体が共に担うまちづくりの推進とスポーツ・文化施策の推進

多様な主体との協働・連携、市民参加の取組をより一層効率的・効果的に推進し、区役所改革推進と一体的に事業を推進するための体制を構築します。また、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、スポーツ・文化芸術活動や地域資源を活用し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、市民・こども局を再編し、**市民文化局**を設置します。

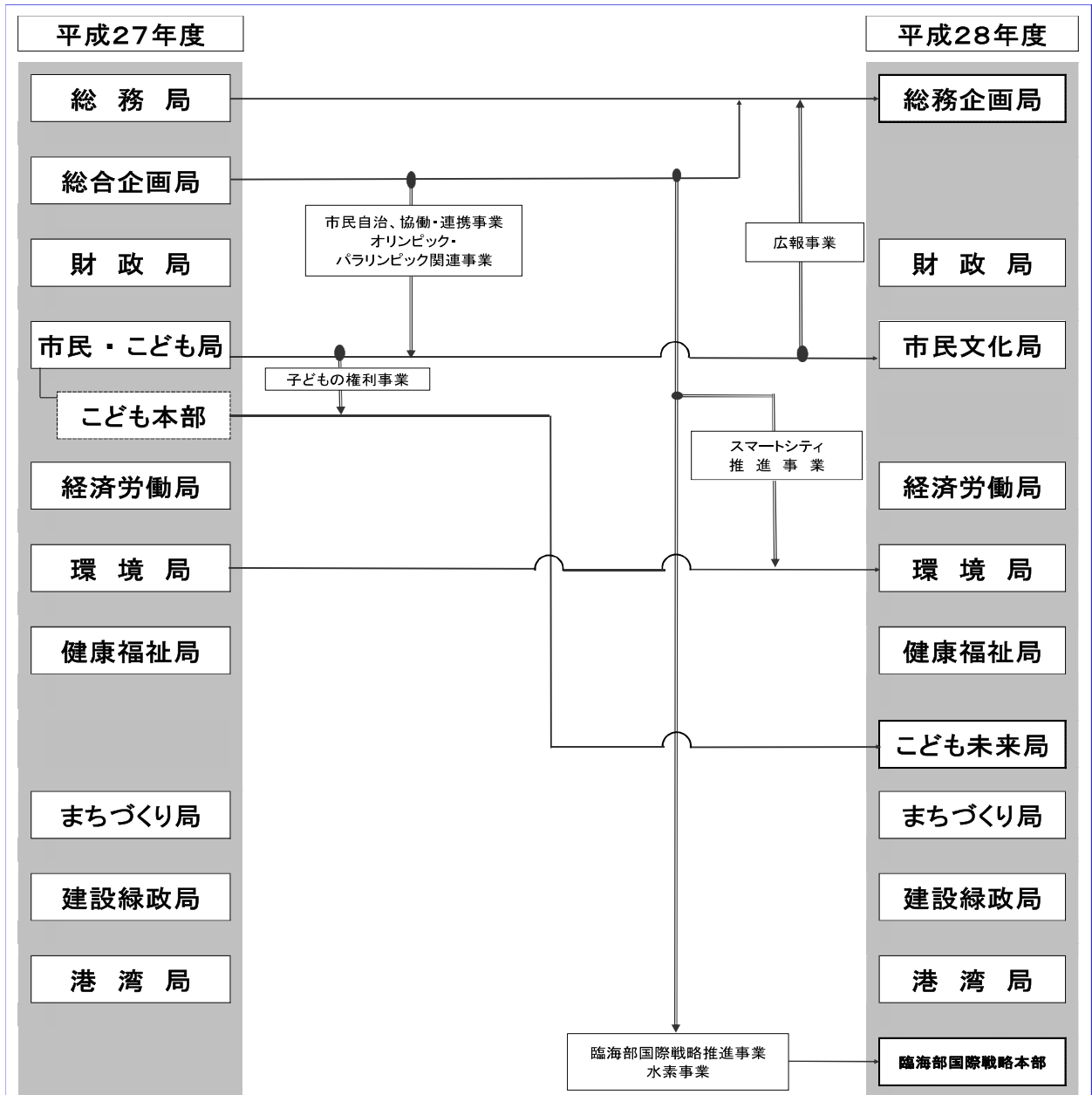
3 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくりの推進

子育てをめぐる市民ニーズの多様化に対応し、子どもを安心して育てることのできるふるさとづくりを推進するとともに、組織の責任体制を明確化するため、市民・こども局こども本部を再編し、**こども未来局**を設置します。

4 臨海部の持続的発展と国際戦略拠点の形成に向けた取組の推進

力強い産業都市を支える臨海部を機動的かつ戦略的にマネジメントし、持続的発展を図るとともに、キングスカイフロントを中心として日本経済をけん引する国際戦略拠点の形成の推進に向けて、迅速かつ機動的に取り組むため、局相当の組織として**臨海部国際戦略本部**を設置します。

[組織比較図]



Ⅲ 主な組織整備

1 新たな総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進に向けて

(1) 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- ① 「全ての地域住民」を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域内の多様な主体との顔の見える関係を築き、保健・医療・福祉における専門的支援機能等との情報共有を図りながら、地域課題の課題解決に向けた対応を図り、地域包

括ケアシステムの総合的なマネジメントを実施するために、各区役所保健福祉センターに**地域みまもり支援センター担当**を設置します。

地域みまもり支援センター担当では、地域包括ケアシステム推進のための企画調整や地域の団体等を支援するための総合調整機能を推進する**地域ケア推進担当**を設置するとともに、セルフケア意識の醸成や市民主体の支え合いの地域づくりの実現等に向けた地域支援機能を推進する**地域支援担当**を設置します。(改正図1)

- ② 高齢者・障害者の福祉施設について、施設・事業者数が年々増加してきていることや、制度が複雑・多様化してきている中で、昨年の高齢者福祉施設での事故を勘案し、事業者への指導・監査を行う体制をより強化するために、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課及び障害保健福祉部障害計画課に**事業者指導担当**を設置します。(改正図2)
- ③ 健康危機管理事象に対して、より迅速かつ広域的な対応とともに科学技術の進展を踏まえた高度で専門的な対応が図れるよう、指揮命令系統を一元化し、平時における人材育成と有事における機動性を確保するため、健康福祉局に**保健所**を設置し、1保健所・7支所体制に移行します。(改正図3)
- ④ 「防災都市づくり基本計画」に基づき、地域防災力の向上を目指し、重点密集市街地の改善や、地域が主体となって取り組む防災ルール等の策定など、地域の主体的な防災まちづくりを一体的に推進するため、まちづくり局市街地整備部に**防災まちづくり推進課**を設置します。(改正図4)
- ⑤ 高齢者をはじめとする市民の住まい・住まい方が多様化していることから、住宅の質の向上や既存住宅ストックの再生・利活用のほか、地域包括ケアシステムと連携した市営住宅の活用など、社会経済状況の変化や市民ニーズに適切に対応する住宅政策に取り組むため、まちづくり局に**住宅政策部**を設置します。(改正図5)

(2) 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

- ① 地方教育行政制度の改革による新教育長の設置に伴い、その権限や責任の拡充を踏まえ、教育施策の推進や教育行政が円滑に執行できる組織体制の構築に向けて、教育委員会事務局に**教育次長**を設置します。(改正図6)
- ② 不登校、非行、子どもの貧困など子どもと家庭が抱える課題が多様化・複雑化しており、川崎区で発生した中学生死亡事件も踏まえ、困難を抱える子ども・若者への支援等を強化するため、「川崎市子ども・若者ビジョン」を策定するとともに、これに基づき、子ども・若者に対する施策を総合的に推進するため、こども未来局に**青少年支援室**を設置します。(改正図7)

- ③ 待機児童対策の推進により、保育受入れ枠の拡大を図ってきましたが、これにより保育所等の施設数及び施設に従事する職員の数が急増しており、現場での保育を担う人材を育成し、市全体の保育の質の向上を図るため、各区役所こども支援室運営管理担当を集約し、こども未来局子育て推進部に**各区保育総合支援担当**を設置します。(改正図8)

(3) 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

- ① 臨海部の中長期的なビジョン策定とその実現に向けた戦略的なマネジメントの推進、水素インフラの整備等を始めとする水素戦略の推進等を効果的に行うため、臨海部国際戦略本部に**臨海部事業推進部**を設置します。

また、キングスカイフロントにおける特区制度を活用した国際戦略拠点の強化、大学や企業など多様な主体による持続的なエリアマネジメントの体制構築等を行うため、同本部に**国際戦略推進部**を設置し、同部内に**キングスカイフロントマネジメントセンター**を設置します。

さらに、キングスカイフロントにおいて国際戦略拠点に相応しい高水準・高機能な拠点整備を推進するとともに、臨海部全体の操業環境の整備・調整や羽田連絡道路整備関連の調整等を行うため、同本部に**拠点整備推進部**を設置します。(改正図9)

- ② 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツ推進・健康づくりや都市の魅力向上などの「かわさきパラムーブメント」の取組を効果的に推進するため、市民文化局に**オリンピック・パラリンピック推進室**を設置します。(改正図10)

- ③ 「新・かわさき観光振興プラン」に基づき、訪日外国人旅行者数の増加等の環境変化に対応するとともに、本市の特性や強みを活かし都市全体の魅力を高め、新たな集客・交流の増加による地域経済の活性化を促進、さらには、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、国内外からの観光客誘致を推進するため、経済労働局産業振興部に**観光プロモーション推進課**を設置します。

(改正図11)

- ④ 市内産業の構造変化が進む中、大企業が保有する知的財産を活用し、中小企業の製品開発等を支援する本市の取組が「川崎モデル」として注目されていることから、地域間・企業間・業種間など多彩な連携を支援するとともに、新たな産業振興の可能性について調査・検討するため、経済労働局産業政策部企画課に**オープンイノベーション推進担当**を設置します。(改正図12)

- ⑤ 広報機能を一体的に推進し、市内外に向けた情報発信を強化することで都市イメージの向上とシビックプライドの醸成、さらには効果的なシティプロモーションの推進を図るため、総務企画局に**シティプロモーション推進室**を設置します。
(改正図13)

(4) 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

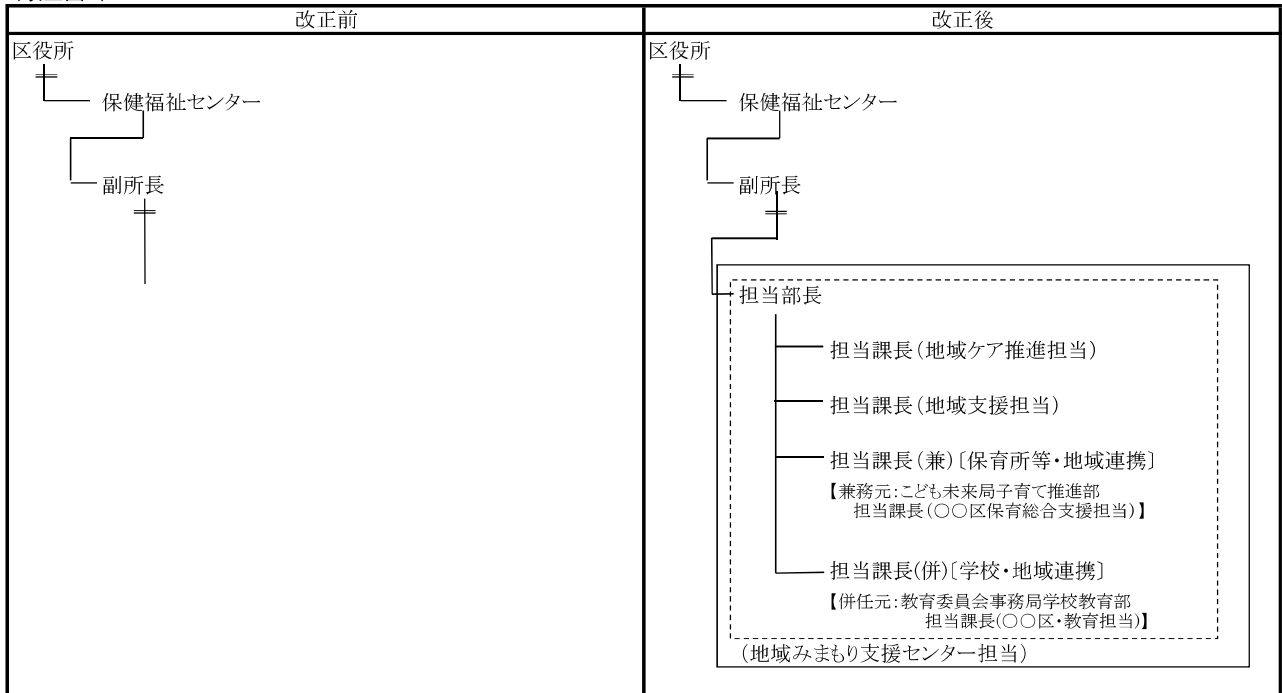
- ① 多様な主体との協働や連携した取組の一層の推進、区役所におけるより快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決する市民協働拠点である区役所改革のより一層の推進や、市民活動団体や中間支援組織との効果的・効率的な連携を図ることにより、市民自治の一層の進展を図るため、市民文化局に**コミュニティ推進部**を設置します。(改正図14)

2 その他の組織整備

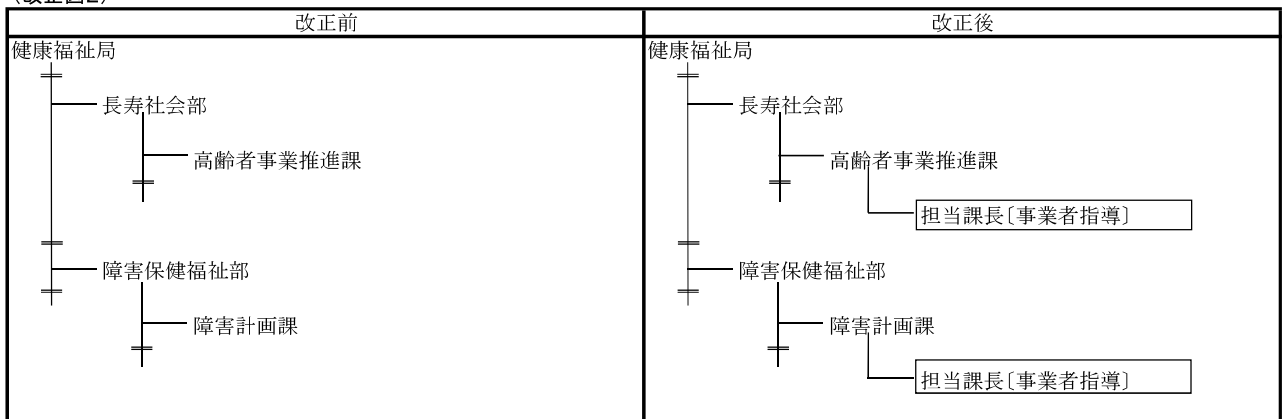
- (1) 新たな総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するため、政策形成に向けた企画及び調整の推進体制を一元化するとともに、市民ニーズを把握し、的確に政策・施策につなげていくため、総務企画局に**都市政策部**を設置します。(改正図15)
- (2) 行政不服審査法の改正により導入される審理員制度に対応した公正性の高い審理手続を実施するため、総務企画局総務部法制課に**審理員担当**を設置します。
(改正図16)
- (3) 市民満足度の一層の向上に向けた行財政改革の取組を推進するとともに、市民生活を支えるより良い市役所の構築に向けた、市民目線での業務改善に主体的に取り組む職員の改革意識の醸成や、業務改善の取組を通じた職員の育成等を効果的・有機的に推進するため、総務企画局に**行政改革マネジメント推進室**を設置します。
(改正図17)
- (4) 市税収入確保対策の強化を図り、税務部門の統括を行い適正・公平な税務行政の推進を牽引するため、財政局に**税務監**を設置し、加えて、税務監の総括のもと、市税の債権確保策の強化を推進するとともに、税外債権の収納対策推進に係る総合調整を実施する専任組織として**収納対策部**を設置します。(改正図18)
- (5) 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度の3制度に係る保険料について、同一課において、滞納保険料管理を行うことで効率的に収納対策の強化を図るため、各区役所区民サービス部保険年金課に**収納担当**を設置します。
(改正図19)

平成28年度の主な組織改正図

(改正図1)

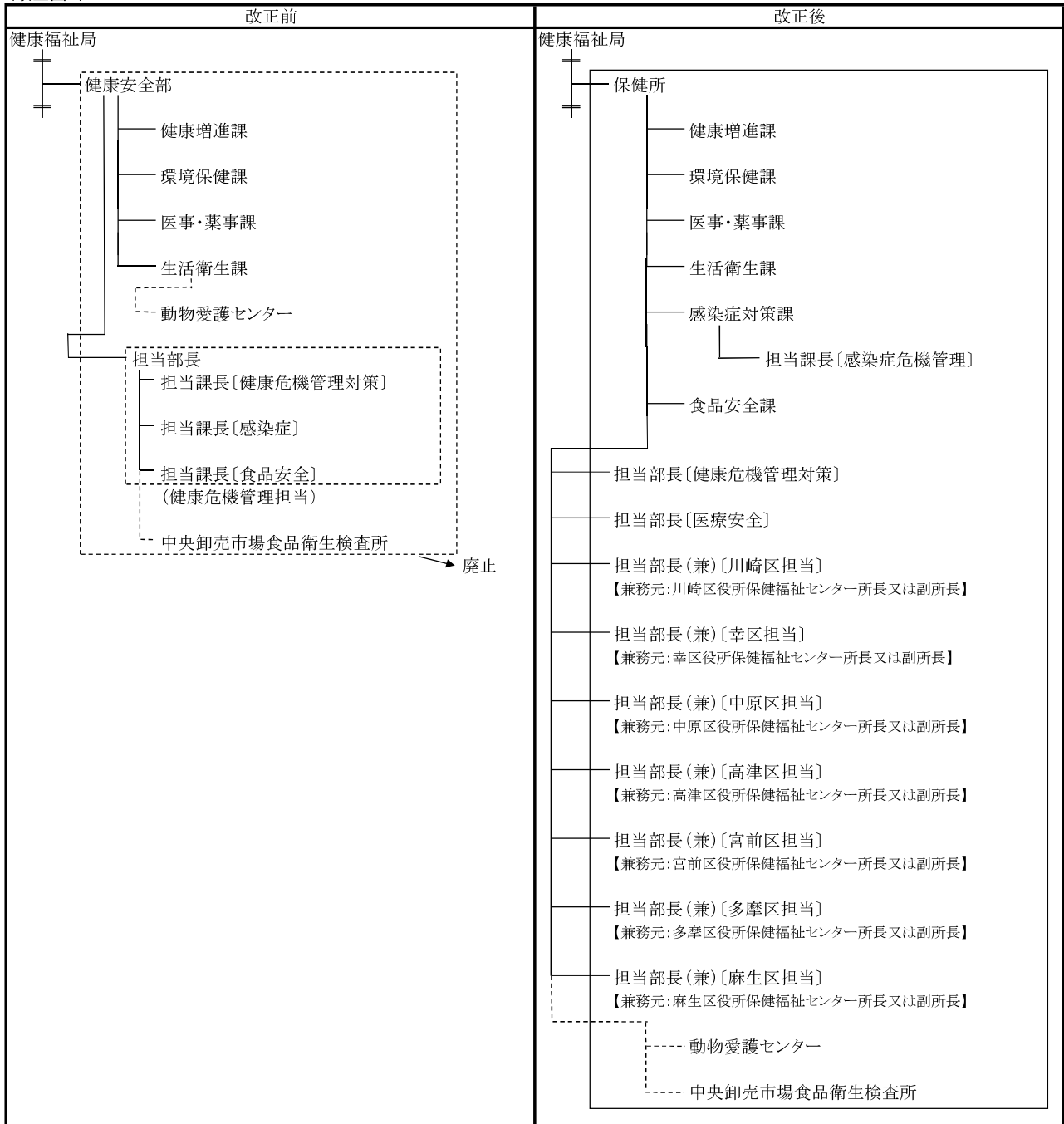


(改正図2)



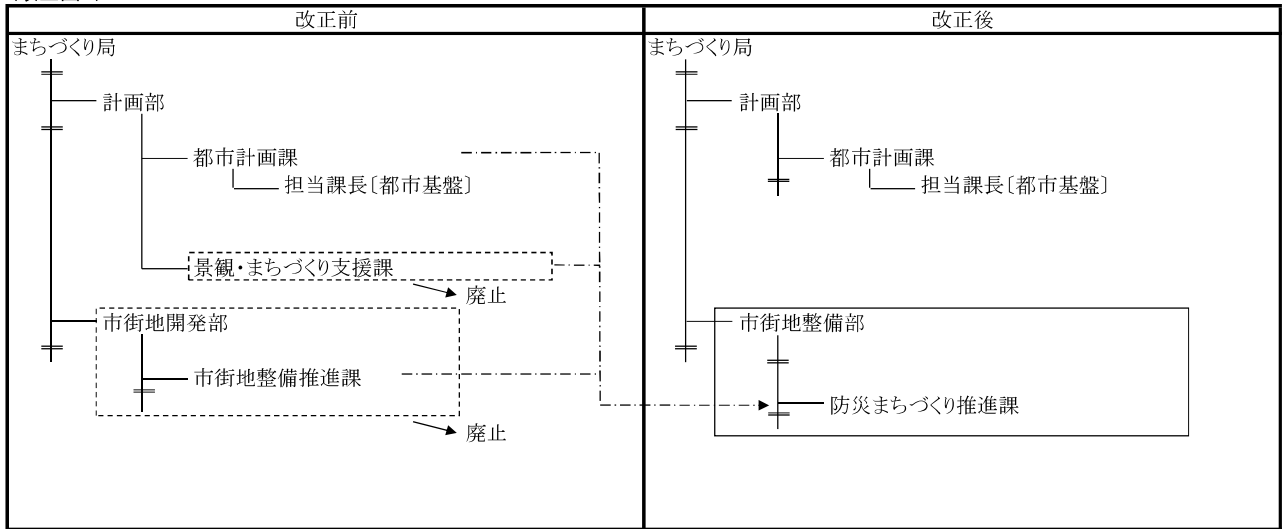
平成28年度の主な組織改正図

(改正図3)

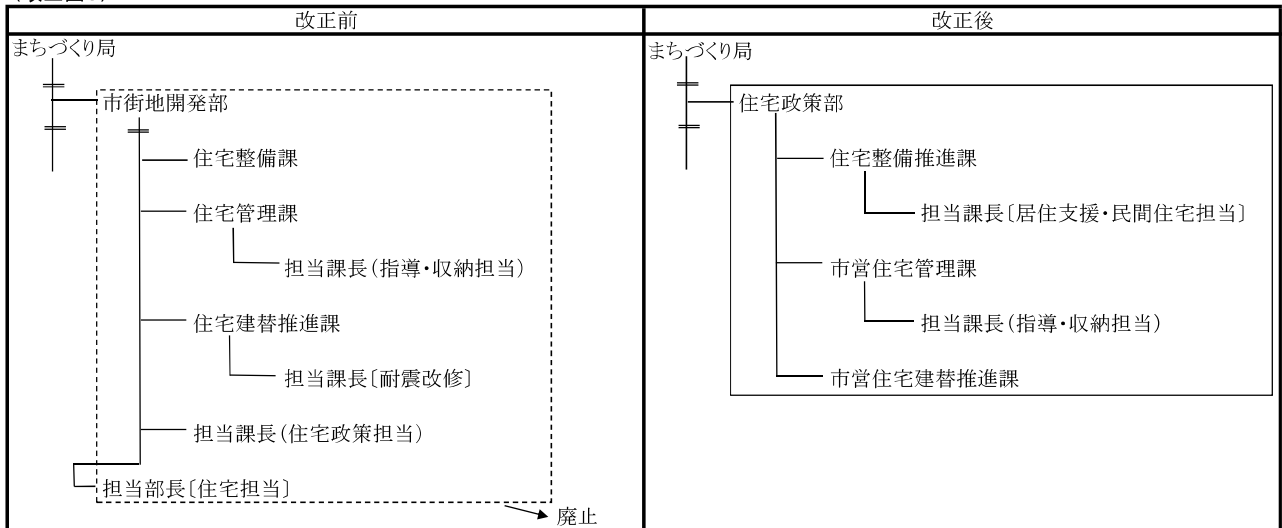


平成28年度の主な組織改正図

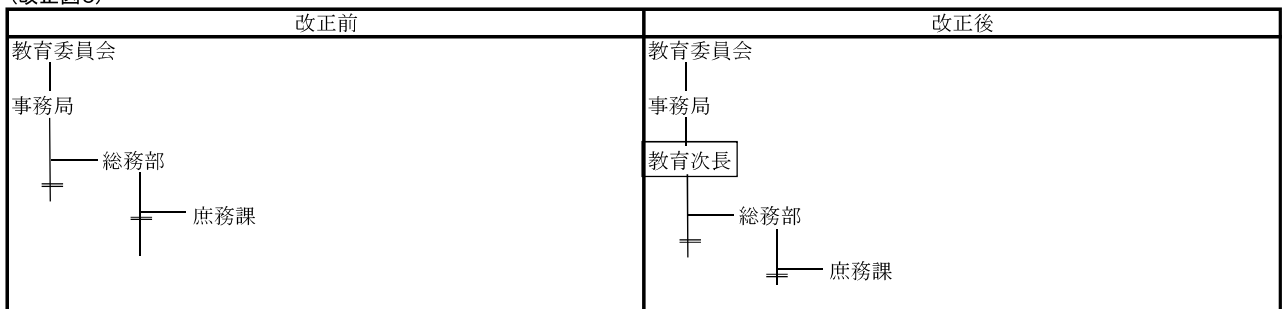
(改正図4)



(改正図5)

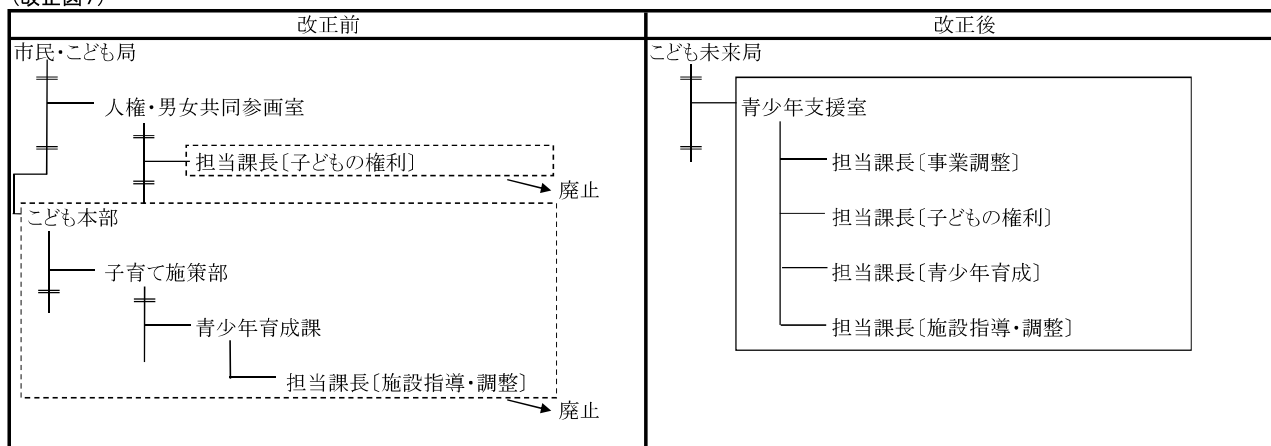


(改正図6)

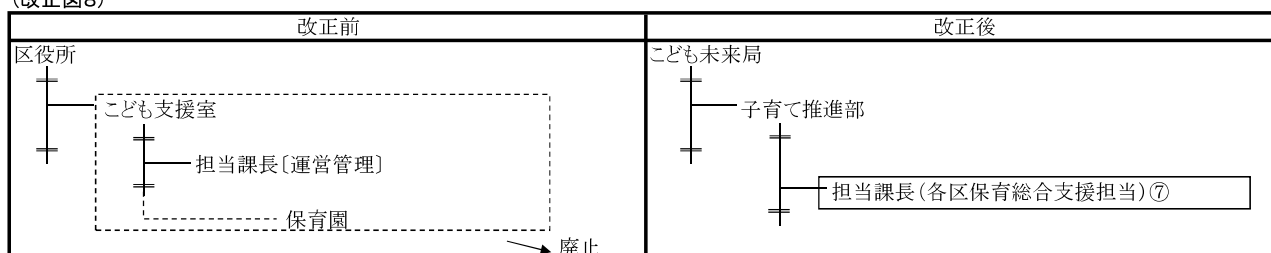


平成28年度の主な組織改正図

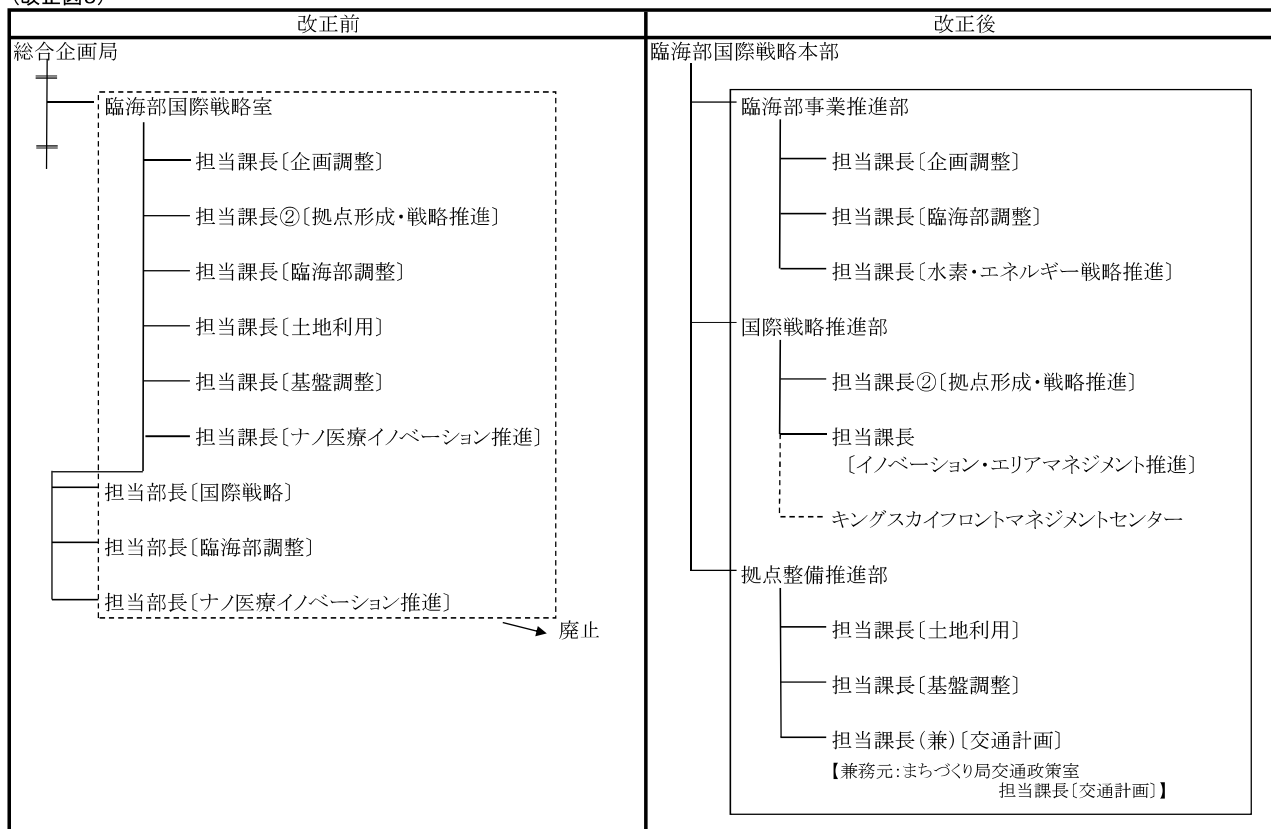
(改正図7)



(改正図8)

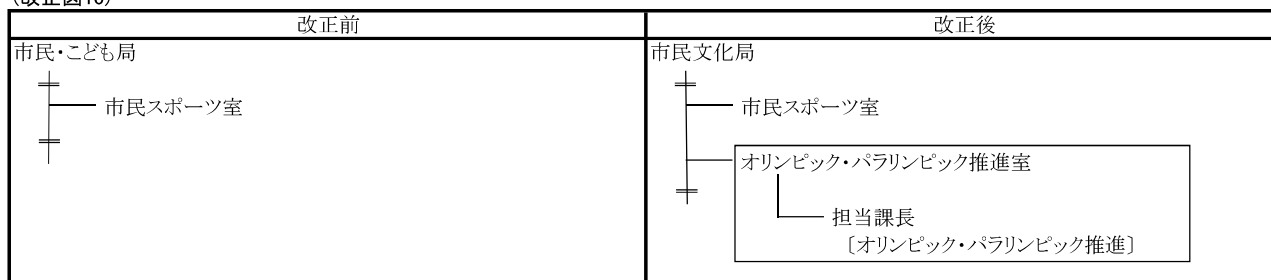


(改正図9)

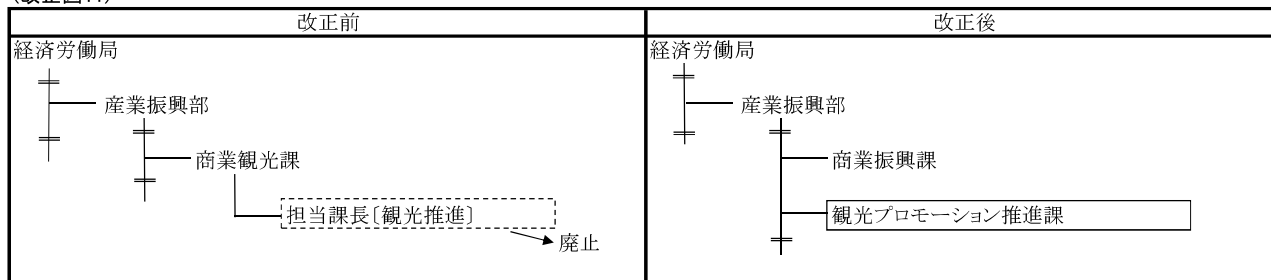


平成28年度の主な組織改正図

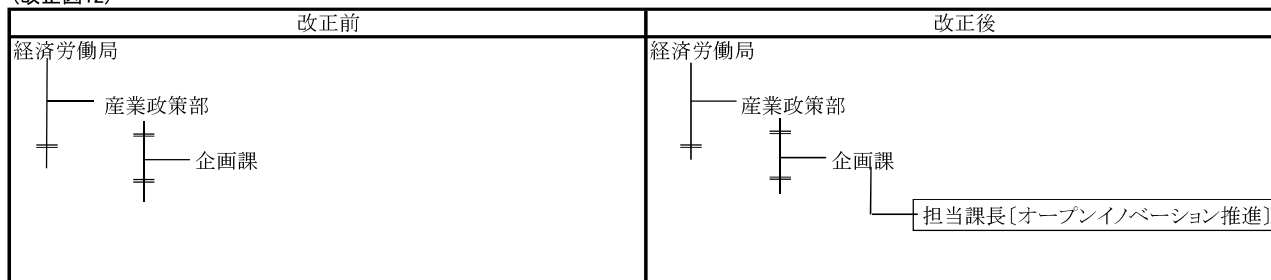
(改正図10)



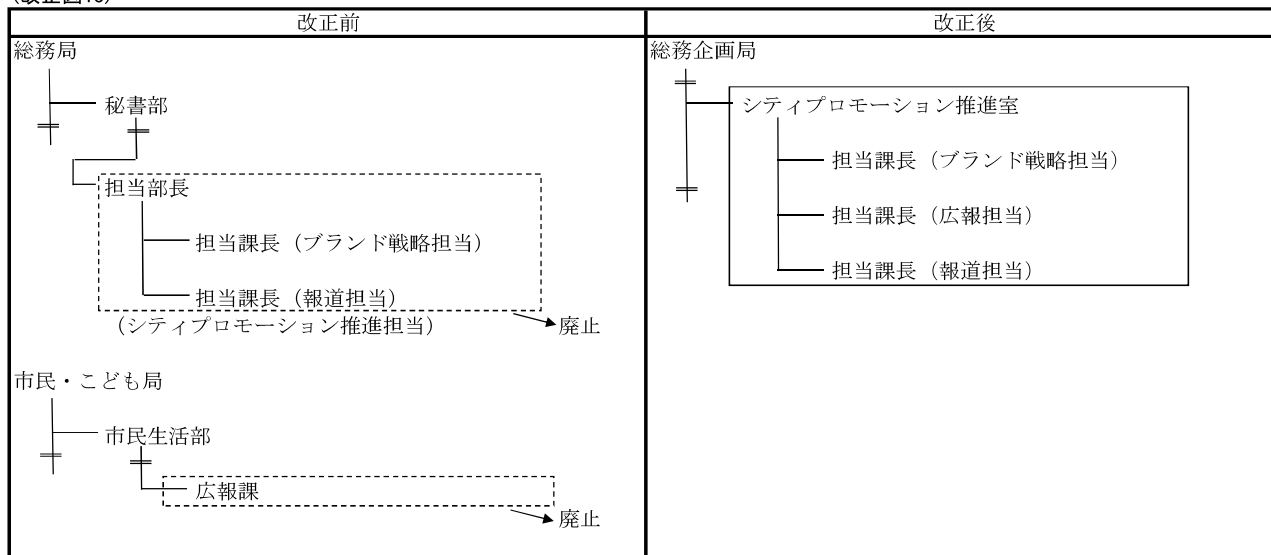
(改正図11)



(改正図12)

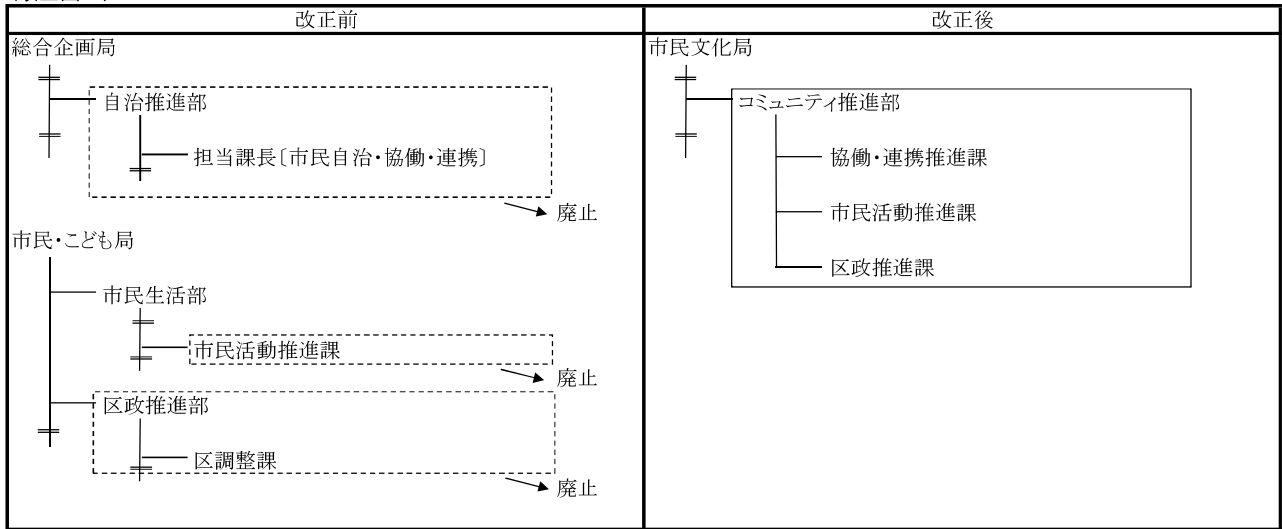


(改正図13)

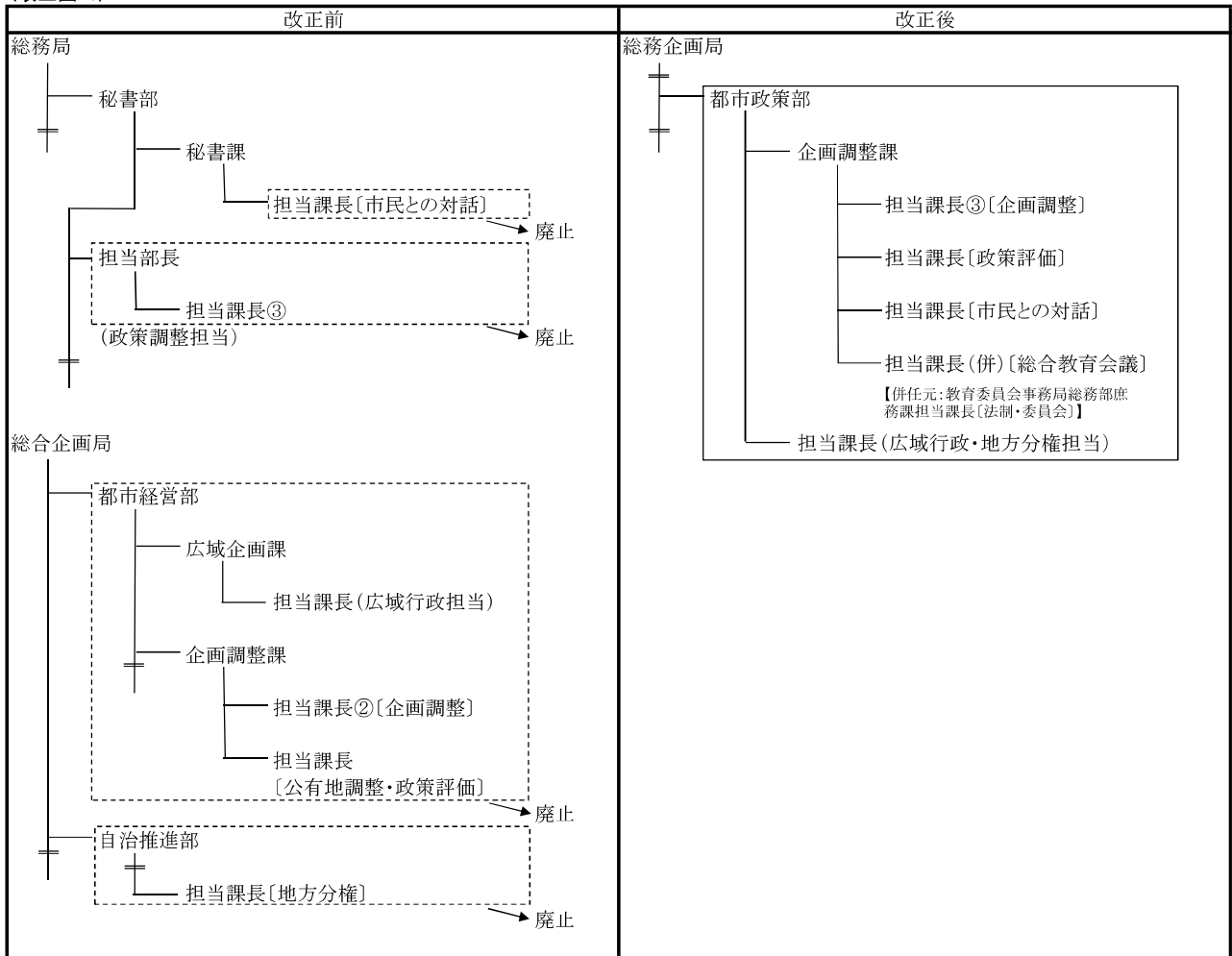


平成28年度の主な組織改正図

(改正図14)

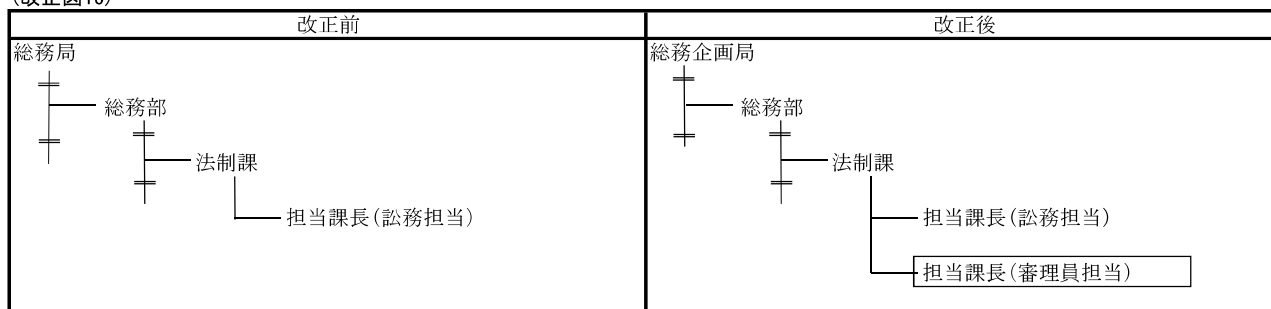


(改正図15)

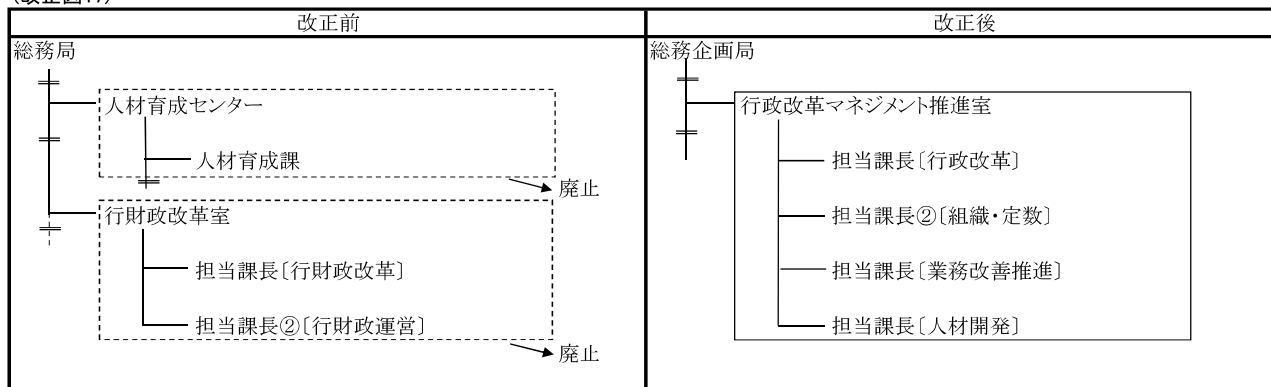


平成28年度の主な組織改正図

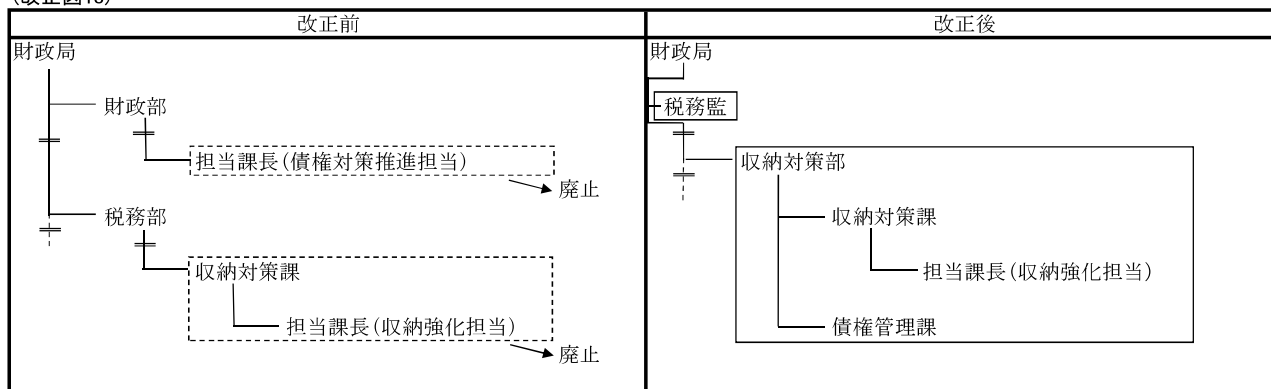
(改正図16)



(改正図17)



(改正図18)



(改正図19)

